

意見提出者	ディーコープ株式会社
1. 項目	<p>会計法及び地方自治法における一般競争入札の入札方式として「競り下げ方式」を導入するために「競り」の解釈を拡大する。</p> <p>また、その入札開札においてインターネットによる競り下げ入札制度を活用し、リアルタイムな入札環境を構築し効率的な運営を図る。</p>
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>平成 22 年 7 月 6 日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」における公共入札にインターネットを活用した「競り下げ方式」導入を検討するに際して、現状、会計法及び地方自治法では入札方式として「競り下げ方式」が明記されていないため、「競り下げ方式」にて業者選定を行った調達案件は、一般競争入札を行ったとみなされず、選定業者とは随意契約を行わざるを得ない状況にある。よって「競り下げ方式」を導入するためには、会計法及び地方自治法のせり売りの規定をせり買いもできるように拡大すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>【会計法】</p> <p>第二十九条の五 第二十九条の三第一項又は第五項による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合において競売りに付するときを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。</p> <p>② 【同上】 (新設)</p> <p>【予算決算及び会計令】</p> <p>第九十三条 契約担当官等は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、本節の規定に準じ、せり売りに付することができる。 (契約書の作成を省略することができる場合)</p> <p>第百条の二 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>二 せり売りに付するとき。</p> <p>三・四 【同上】</p> <p>2・3 【同上】</p> <p>【地方自治法】</p> <p>第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>【地方自治法施行令】</p>

	<p>(せり売り)</p> <p>第六十七條の三 地方自治法第二百三十四條第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。</p> <p>(せり売りの手続)</p> <p>第六十七條の十四 第六十七條の四から第六十七條の七までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>下記、会計法及び地方自治法の改正案</p> <p>【会計法】</p> <p>第二十九條の五 第二十九條の三第一項又は第五項による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合において競売りに付するときを除き、入札又は<u>競り</u>の方法をもってこれを行わなければならない。</p> <p>② 前項の規定により入札を行う場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。</p> <p>③ 第一項の競りは、競りの付することが適当である場合として政令で定める場合において、これによることができる。</p> <p>【予算決算及び会計令】</p> <p>(競り)</p> <p>第九十三條 会計法第二十九條の五第三項の規定により競りによることができる場合は、動産の売払い、買入れ又は借入れその他財務省令で定める契約であつて当該契約の性質が<u>競り</u>に適しているものをする場合とする。</p> <p>2 本節の規定は、<u>競り</u>の場合にこれを準用する。</p> <p>(契約書の作成を省略することができる場合)</p> <p>第一百條の二 会計法第二十九條の八第一項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>競り</u>に付するとき。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>【地方自治法】</p> <p>第二百三十四條 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は<u>競り</u>の方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又は<u>競り</u>は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、一般競争入札若しくは指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）又は<u>競り</u>に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。</p>

4・5〔略〕

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及び競りの手続その他締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

【地方自治法施行令】

(せり売り)

第六十七條の三 地方自治法第二百三十四條第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払い、買入れ又は借入れその他総務省令で定める契約であつて当該契約の性質が競りに適しているものをする場合とする。

(競りの手続)

第六十七條の十四 第六十七條の四から第六十七の七までの規定は、競りの場合にこれを準用する。